

意見書（治療証明書）の取扱いについて

感染症に罹った場合には、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に示されている「意見書」の提出が必要となります。下記の「学校保健安全法による感染性の病気」の対応を参照していただき、診断した医師に右の意見書を記入してもらい、提出して下さい。

「学校保健安全法による感染性の病気」への対応

●…出席停止 ◎…意見書（医師の治療証明書）が必要

病名	登園基準	主要症状
インフルエンザ	● 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	頭痛 発熱 下痢 嘔吐 関節痛
百日咳	● 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	日増しにひどくなる咳 粘っこい痰
麻疹（はしか）	● 解熱後3日を経過するまで	咳 発熱 結膜炎 くしゃみ コブリーソタ斑点
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	● 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで	耳たぶの下と前後の腫れ
風疹	● 発疹が消失するまで	発熱 発疹 頭頸部のリンパ腺腫脹
水痘（水ぼうそう）	● かさぶたが全部とれるまで	泡粒状の水泡の発疹 軽い発熱
流行性角結膜炎	● 発病から2週間程度 医師の判断で	眼の腫れ、異物感、痛み、充血、めやにが出る
急性出血性結膜炎	● 医師の判断で	強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜下出血、めやに、角膜の混濁
プール熱	● 発熱、咽頭発赤、目の充血が消失したから2日を経過するまで	39°の発熱 咽頭炎、結膜炎
結核	● 医師の診断による	肺結核では咳、痰、発熱で初発し、おおむね2週間以上遷延
0-157	● 症状が治まり、抗菌薬による治療終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの	激しい腹痛、頻回の水様便、血便、発熱
髄膜炎菌性髄膜炎	● 病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで	頭痛、発熱、痙攣、意識障害

☞ 通院の際は右ページを切り離してご使用ください。（再度必要な場合：HPからダウンロード可）

主治医 様

みどりの丘こども園

日頃より大変お世話になっております。本園では感染症拡大防止に努め、子どもたちが安全で快適な生活が送れるよう取り組みしております。つきましては、下記の感染症について登園許可意見書の作成をお願いいたします。

〈学校保健安全法による感染性の病気〉

(●…出席停止 ◎…意見書 (医師の治療証明書) が必要)

チェック	病 名		登 園 基 準
	インフルエンザ	◎ ●	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	百日咳	◎ ●	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹 (はしか)	◎ ●	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	◎ ●	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
	風疹	◎ ●	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	◎ ●	かさぶたが全部とれるまで
	流行性角結膜炎	◎ ●	発病から 2 週間程度 医師の判断で
	急性出血性結膜炎	◎ ●	医師の判断で
	プー儿熱	◎ ●	発熱、咽頭発赤、目の充血が消失したから 2 日を経過するまで
	結核		医師の診断による
	0-157	◎ ●	症状が治まり、抗菌薬による治療終了し 48 時間あげて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
	髄膜炎菌性髄膜炎		病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

園 児 名 (H・R 年 月 日 生)

発 症 症 令和 年 月 日

登園許可日	令和 年 月 日	より可
-------	----------	-----

※ 治癒日と、証明日(診察日)が同じ日であるようお願いいたします。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印